

## 高岡市地域防災計画（震災・津波対策編）改定案に係る新旧対照表

旧	新	備考
<p data-bbox="379 514 967 577">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="418 695 928 758">震災・津波対策編</p> <p data-bbox="477 1577 869 1629">令和元年 8 月改定</p>	<p data-bbox="1626 514 2214 577">高岡市地域防災計画</p> <p data-bbox="1665 695 2175 758">震災・津波対策編</p> <p data-bbox="1724 1577 2116 1629">令和 <u>3</u> 年 <u>  </u> 月改定</p>	

# 第1章 災害予防計画

(略)

## 第2節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）

(略)

### 第1 自主防災組織等の取り組み

(略)

#### 3 事業所・企業等の取り組み

(略)

##### (2) 社会福祉施設等の取り組み

(略)

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

(略)

### 第2 自主防災組織等に対する支援等

(略)

#### 1 自主防災組織等に対する支援等

(1)～(3) (略)

(略)

#### 2 関係機関との連携等

(略)

##### (3) 地域の防災拠点づくりの推進

市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携を図る情報伝達や活動の拠点として連携する。

(略)

## 第3節 防災知識の普及及び訓練

(略)

### 第1 防災教育

(略)

#### 2 市民等に対する防災知識の普及

(略)

# 第1章 災害予防計画

(略)

## 第2節 地域力・市民力を生かした防災への取り組み（共助）

(略)

### 第1 自主防災組織等の取り組み

(略)

#### 3 事業所・企業等の取り組み

(略)

##### (2) 社会福祉施設等の取り組み

(略)

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(略)

### 第2 自主防災組織等に対する支援等

(略)

#### 1 自主防災組織等に対する支援等

(1)～(3) (略)

##### (4) 地区防災計画の策定

市は、自主防災組織等による地区防災計画の策定促進に努めるものとする。

#### 2 関係機関との連携等

(略)

##### (3) 地域の防災拠点づくりの推進

市は、小学校を単位とした地域の拠点避難所のほか、情報伝達や活動の拠点となる「道の駅」など市民の誰もが気軽に訪れることができる地域の拠点と連携を図る情報伝達や活動の拠点として連携する。

また、市は、国及び県と連携し、防災機能を有する「道の駅」の機能強化に努める。

(略)

## 第3節 防災知識の普及及び訓練

(略)

### 第1 防災教育

(略)

#### 2 市民等に対する防災知識の普及

(略)

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

<p>イ 普及内容</p> <p>(略)</p> <p><b>【津波に関する内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）</li> <li>・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）</li> <li>・津波被害の状況（浸水予想区域、避難困難地域等）</li> <li>・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）</li> <li>・避難の方法（徒歩避難の原則等）</li> </ul> <p><b>第3 事業継続計画（BCP）の策定</b></p> <p>(略)</p> <p>また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 防災機関における通信手段の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</b></p> <p>市は、防災行政無線、衛星携帯電話など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する。</p> <p><b>第1 通信設備の整備等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>6 その他通信設備の整備</b></p> <p>(1) 衛星携帯電話の配備</p> <p>地震発生時における国や県との迅速な連絡のため、災害対策本部（本庁）と現地災害対策本部（支所）において、衛星携帯電話を配備し、被災地との情報連絡手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他</p> <p>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。</p>	<p>イ 普及内容</p> <p>(略)</p> <p><b>【津波に関する内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波の特徴（津波と高潮や波浪との相違、到達時間、発生する地震規模など）</li> <li>・津波の危険性（津波のスピード、破壊力、到達距離等）</li> <li>・津波被害の状況（浸水<u>予想想定</u>区域、避難困難地域等）</li> <li>・津波情報の伝達（テレビ・ラジオによる津波予警報、津波避難看板の設置、ケーブルテレビや防災無線等による告知放送・情報など）</li> <li>・避難の方法（徒歩避難の原則等）</li> </ul> <p><b>第3 事業業務継続計画（BCP）の策定</b></p> <p>(略)</p> <p>また、躊躇なく避難<u>勧告指示</u>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><u>市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努めるとともに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第5節 防災機関における通信手段の確保</b></p> <p>(略)</p> <p><b>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</b></p> <p>市は、防災行政無線、衛星<u>携帯電話通信</u>など、特性の違う複数の情報伝達手段の導入、整備を図る。また、停電対策、関係機関との連携による代替通信手段を確保できる体制を整備する。</p> <p><b>第1 通信設備の整備等</b></p> <p>(略)</p> <p><b>6 その他通信設備の整備</b></p> <p>(1) 衛星<u>携帯電話通信</u>の配備</p> <p>地震発生時における国や県との迅速な連絡のため、災害対策本部（本庁）と現地災害対策本部（支所）において、衛星<u>携帯電話通信</u>を配備し、被災地との情報連絡手段の確保に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) その他</p> <p>携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート（災害情報共有システム）、<u>IP通信網、ケーブルテレビ網</u>等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多</p>	<p>記載の適正化</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
---	---	---

<p>(略)</p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p>	<p>様化に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p>	
<p>(略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 衛星携帯電話の配備</p> <p>ウ～コ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 衛星<b>携帯電話通信</b>の配備</p> <p>ウ～コ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
<p><b>第7節 避難所事前対策</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第7節 避難所事前対策</b></p> <p>(略)</p>	
<p><b>第1 避難所の指定等</b></p>	<p><b>第1 避難所の指定等</b></p>	
<p><b>1 地域の危険に関する情報の事前周知</b></p> <p>ア～イ (略)</p>	<p><b>1 地域の危険に関する情報の事前周知</b></p> <p>ア～イ (略)</p> <p><u>ウ 感染症等の感染拡大を踏まえ、避難者の過密抑制などの感染症対策のため、ホテル・旅館や安全な親戚知人宅などに分散して避難することについて、平時からの周知を図る。</u></p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
<p><b>2 避難所の指定</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	<p><b>2 避難所の指定</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>(略)</p> <p>市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、<b>避難準備・高齢者等避難開始</b>の発令等にあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p><b>5 避難所設備の整備</b></p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p><b>5 避難所設備の整備</b></p> <p>(1) 避難所</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 仮設（携帯）トイレ・非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布、<u>マスク、消毒液</u>等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備</p> <p>エ～オ (略)</p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
<p><b>8 要配慮者等に対する配慮</b></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(略)</p>	<p><b>8 要配慮者等に対する配慮</b></p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める</u></p> <p>(略)</p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
<p><b>第9節 要配慮者の安全確保</b></p>	<p><b>第9節 要配慮者の安全確保</b></p>	

(略)
<b>第 1 要配慮者の支援体制の構築</b>
(略)
<b>4 市の取り組み</b>
(略)
(2) 情報伝達体制の整備 避難準備・高齢者等避難開始等の緊急情報や要配慮者関連施設への避難勧告等の情報については、要配慮者やその支援者に迅速かつ正確に提供できるよう、市広報車（消防用車両を含む）、防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ等による広報、必要に応じてCATV、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。
(略)
<b>第 11 節 津波災害予防</b>
(略)
<b>第 1 海岸保全施設等の整備・改修等</b>
国、県及び市は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。
(略)
<b>第 2 津波災害警戒区域や避難所などの指定</b>
(略)
<b>2 避難目標地点の設定</b> 市は、津波発生時に避難が必要な範囲を「避難対象区域」とし、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難勧告・指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定とともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。
(略)
<b>第 12 節 地盤災害予防</b>
(略)
<b>第 1 危険箇所の調査・周知等</b>
(略)
<b>3 体制の整備等</b> ア～イ (略) ウ 県および市は、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、富山県砂防ボランティア協会等と連携し、土砂災害危険箇所のパトロールや対策施設の点検実施を行う。

(略)
<b>第 1 要配慮者の支援体制の構築</b>
(略)
<b>4 市の取り組み</b>
(略)
(2) 情報伝達体制の整備 <del>避難準備・高齢者等避難開始</del> 等の緊急情報や要配慮者関連施設への避難 <del>勧告</del> <b>指示</b> 等の情報については、要配慮者やその支援者に迅速かつ正確に提供できるよう、市広報車（消防用車両を含む）、防災行政無線、防災情報メール、市ホームページ等による広報、必要に応じてCATV、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。
(略)
<b>第 11 節 津波災害予防</b>
(略)
<b>第 1 海岸保全施設等の整備・改修等</b>
国、県及び市は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備を実施するとともに、各施設については、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。 <u>また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。</u>
(略)
<b>第 2 津波災害警戒区域や避難所などの指定</b>
(略)
<b>2 避難目標地点の設定</b> 市は、津波発生時に避難が必要な範囲を「避難対象区域」とし、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難 <del>勧告</del> <b>指示</b> の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、富山県の津波の特徴を踏まえた具体的かつ実践的な津波避難計画の策定とともに、その内容の住民等への周知徹底を図るものとする。
(略)
<b>第 12 節 地盤災害予防</b>
(略)
<b>第 1 危険箇所の調査・周知等</b>
(略)
<b>3 体制の整備等</b> ア～イ (略) ウ 県および市は、土砂災害から県民の生命や財産を守るため、富山県砂防ボランティア協会等と連携し、土砂災害 <del>危険箇所警戒区域</del> のパトロールや対策施設の点検実施を行う。

災害対策基本法の改正に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

<p>(略)</p> <p><b>第14節 医療救護体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 災害時における医療体制</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 医療品、血液の供給体制</b></p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第17節 河川・海岸災害予防</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 施設の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 河川管理施設・河川構造物の耐震化</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 津波や高潮の恐れのある海岸部における護岸工や消波ブロックの設置、津波防波堤の設置検討</p> <p>(略)</p> <p><b>3 津波に強い海岸の整備</b></p> <p>ア 海岸保全施設等の整備</p> <p>県知事によって海岸保全区域に指定された箇所等において高潮や浸食の被害を防止するため、護岸工や消波ブロックの設置等、海岸保全事業等の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第20節 鉄道等の地震対策</b></p> <p><b>【実施機関】</b> 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能鉄道株式会社</p> <p><b>【市】</b> 総務部、市民生活部、福岡総合行政センター</p> <p>(略)</p> <p><b>第22節 ライフライン強化対策（電話）</b></p> <p><b>【実施機関】</b> (略)、ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>(略)</p> <p><b>第14節 医療救護体制の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2 災害時における医療体制</b></p> <p>(略)</p> <p><b>4 医療品、血液の供給体制</b></p> <p>(1) 医薬品等の確保</p> <p>ア 災害直後の初動期の医薬品等の確保</p> <p>(略)</p> <p>なお、不足する場合は、富山県医薬品卸業協同組合との「災害時における医薬品等の供給等に関する協定書」<u>及び富山県医療機器協会との「災害時における医療機器等の供給に関する協定書」</u>に基づき、及び薬業関係団体（富山県薬剤師会、富山県薬業連合会等）や国の協力を得て、調達する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第17節 河川・海岸災害予防</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 施設の整備</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 河川管理施設・河川構造物の耐震化</b></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 津波や高潮の恐れのある海岸部における<u>護岸溪流保全</u>工や消波ブロックの設置、津波防波堤の設置検討</p> <p>(略)</p> <p><b>3 津波に強い海岸の整備</b></p> <p>ア 海岸保全施設等の整備</p> <p>県知事によって海岸保全区域に指定された箇所等において高潮や浸食の被害を防止するため、<u>護岸溪流保全</u>工や消波ブロックの設置等、海岸保全事業等の促進を図る。</p> <p>(略)</p> <p><b>第20節 鉄道等の地震対策</b></p> <p><b>【実施機関】</b> 西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社、万葉線株式会社、<u>加越能鉄道株式会社</u></p> <p><b>【市】</b> 総務部、<u>市民生活部、福岡総合行政センター</u>、<u>市長政策部</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第22節 ライフライン強化対策（電話）</b></p> <p><b>【実施機関】</b> (略)、ソフトバンク <u>モバイル</u>株式会社</p>	<p>県の協定の締結</p> <p>字句修正</p> <p>字句修正</p> <p>商号変更 機構変更に伴う修正</p> <p>商号変更</p>
--	---	--

【市】 (略)	(略)
<b>第 23 節 ライフライン強化対策（電力）</b>	
【実施機関】 北陸電力株式会社	
【市】 (略)	(略)
<対策の方針（達成目標）> 北陸電力株式会社は、電力設備の各設備に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図る。	
(略)	(略)
<b>第 30 節 廃棄物処理体制の整備</b>	
【市】 (略)	
【関係機関】 (略)、社団法人富山県産業廃棄物協会、(略)	
(略)	(略)
<b>第 1 計画の策定等</b>	(略)
<b>4 関係機関の取り組み</b>	
(1) (略)	
(2) 社団法人富山県産業廃棄物協会 ア～イ (略)	
(3) ～(4) (略)	(略)
<b>第 31 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保</b>	
(略)	(略)
<対策の方針（達成目標）> 市民（各家庭、企業等事業所、学校等）は、地震発生から、物流の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、自らの備蓄で賄う。 市は県と連携し、備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を、各小学校への分散備蓄を進めるとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間団体と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、または、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。 災害時応援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備する。	

【市】 (略)	(略)	
<b>第 23 節 ライフライン強化対策（電力）</b>		
【実施機関】 北陸電力株式会社、 <u>北陸電力送配電株式会社</u>		分社化のため
【市】 (略)	(略)	
<対策の方針（達成目標）> 北陸電力株式会社 <u>及び北陸電力送配電株式会社富山支社</u> は、電力設備の各設備に計画設計時において、建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図る。		分社化のため
(略)	(略)	
<b>第 30 節 廃棄物処理体制の整備</b>		
【市】 (略)		
【関係機関】 (略)、社団法人富山県産業 <u>廃棄物資源循環</u> 協会、(略)		組織名改称のため
(略)	(略)	
<b>第 1 計画の策定等</b>	(略)	
<b>4 関係機関の取り組み</b>		
(1) (略)		
(2) 社団法人富山県産業 <u>廃棄物資源循環</u> 協会 ア～イ (略)		組織名改称のため
(3) ～(4) (略)	(略)	
<b>第 31 節 飲料水・食料・生活必需品等の確保</b>		
(略)	(略)	
<対策の方針（達成目標）> 市民（各家庭、企業等事業所、学校等）は、地震発生から、物流の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、自らの備蓄で賄う。 市は県と連携し、備蓄計画を定めるとともに、特に市民が備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器、携帯トイレ、間仕切り等）の公的備蓄を、各小学校への分散備蓄を進めるとともに、自治体間の相互応援協定の締結や、民間団体と協定を締結し、飲料水・食料等の備蓄・調達体制の強化、または、輸送拠点の整備等により輸送体制の強化を図る。 <u>また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できよ</u>		県地域防災計画の改訂に伴う修正

う、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。  
 災害時応援協定企業等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備する。

**第1 体制の整備**

**1 市民の取り組み**

- ア～エ (略)
- オ その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。  
(略)

**4 市の取り組み**

- (1) (略)
- (2) 備蓄に関する住民への普及啓発  
ア～イ (略)  
(略)

**第2 備蓄の実施**

**1 備蓄箇所**

(略)

内容、種別	備蓄箇所
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、旧伏木業務所、防災センター
分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校

(略)

**第33節 文化財の保護対策**

(略)

**第1 文化財保護のための予防対策**

(略)

**3 市の取り組み**

- (1) (略)
- (2) 指定文化財への対策  
ア 国及び県指定等文化財  
(略)

**第1 体制の整備**

**1 市民の取り組み**

- ア～エ (略)
- オ 自動車へのこまめな満タン給油
- カ その他災害時に必要な物資の備蓄に努める。  
(略)

**4 市の取り組み**

- (1) (略)
- (2) 備蓄に関する住民への普及啓発  
ア～イ (略)
- ウ 感染症対策として有効である、マスク、消毒液、その他災害時に必要な物資の備蓄を奨励する。  
(略)

**第2 備蓄の実施**

**1 備蓄箇所**

(略)

内容、種別	備蓄箇所
拠点備蓄	市本庁舎、福岡防災センター、 <del>旧伏木業務所</del> 、防災センター
分散備蓄	各校下の拠点避難所である27小学校

(略)

**第33節 文化財の保護対策**

(略)

**第1 文化財保護のための予防対策**

(略)

**3 市の取り組み**

- (1) (略)
- (2) 指定文化財への対策  
ア 国及び県指定等文化財 及び伝統的建造物  
(略)

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

現状に合わせた修正

「伝統的建造物群の耐震化の手続き」が新たに策定されることに伴う追記

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部の組織・運営

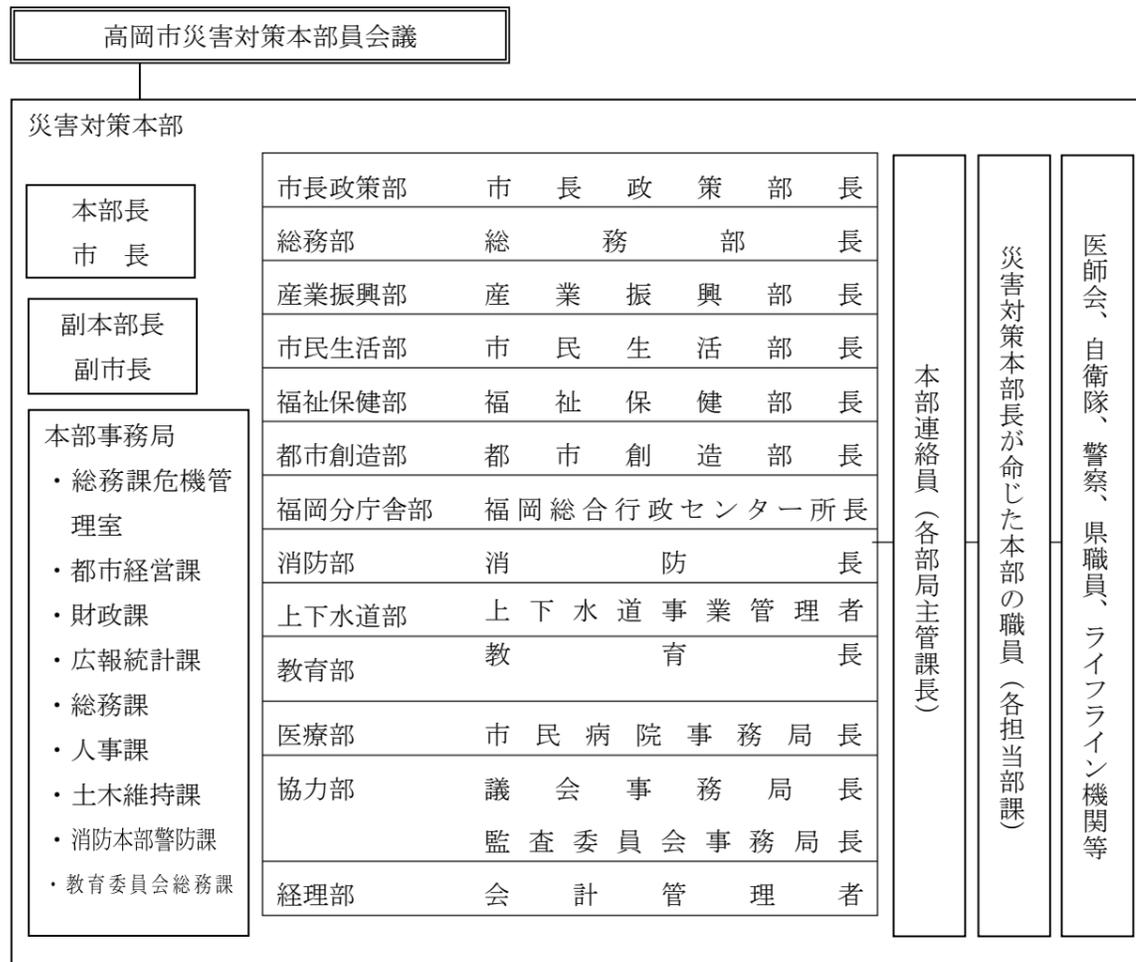
(略)

### 第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

#### 1 災害対策本部等の設置

(略)

#### 高岡市災害対策本部等組織



## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部の組織・運営

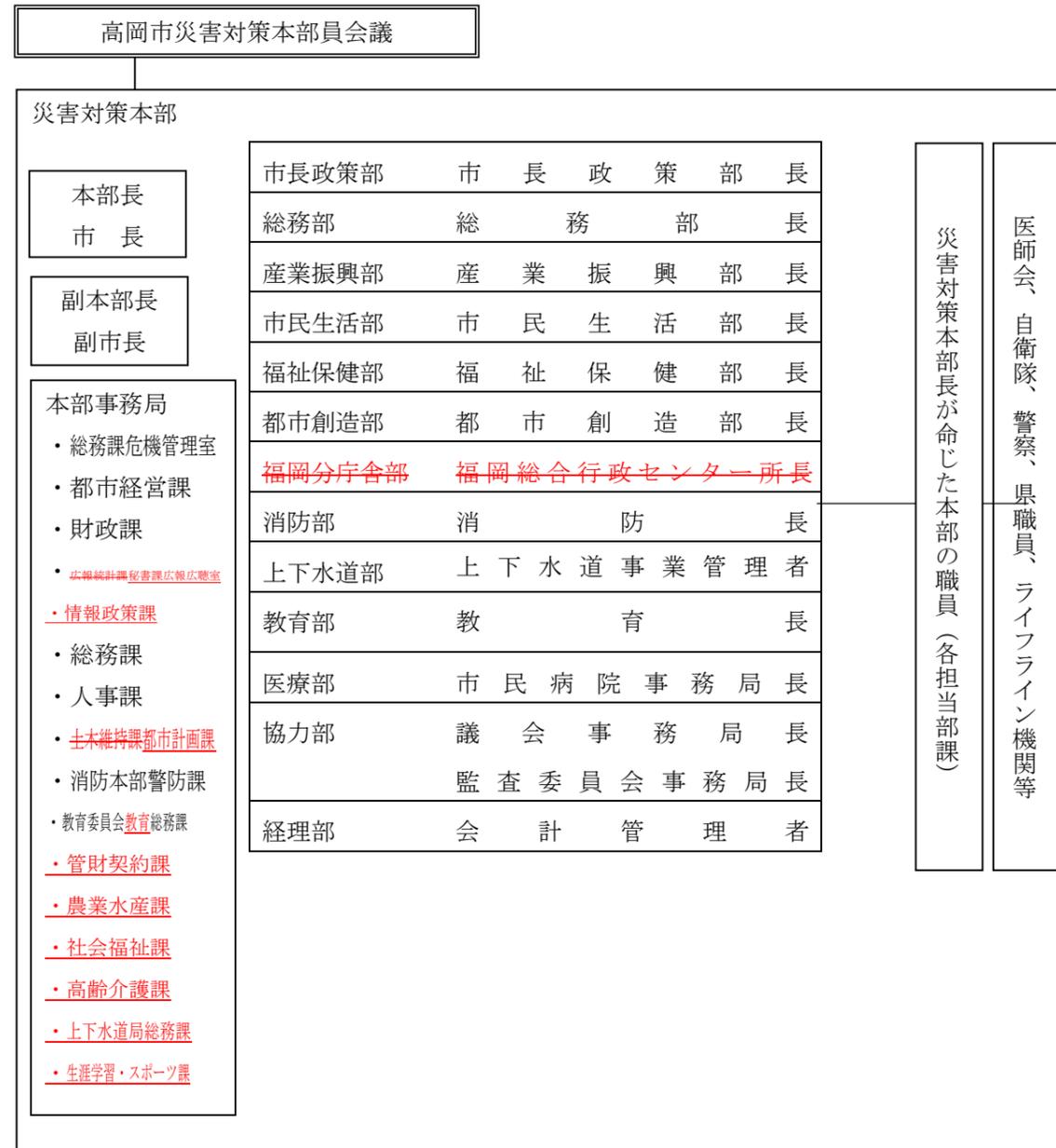
(略)

### 第2 災害対策本部及び現地災害対策本部の設置・廃止基準

#### 1 災害対策本部等の設置

(略)

#### 高岡市災害対策本部等組織



機構改変に伴う修正

(略)

### 3 災害対策本部等の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理室、都市経営課、財政課、広報統計課、総務課、人事課、土木維持課、消防本部警防課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。

## 第2節 防災関係機関の相互協力体制

(略)

### 第1 業務の内容

(略)

#### 8 受入体制

- (1) (略)
- (2) 受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

(略)

## 第4節 災害情報の収集・伝達

(略)

### 第2 被害情報等の収集担当

市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考(部局名)
	(略)	
鉄道施設被害	市民生活部	市民生活部
	(略)	

### 第4 被害情報等の収集・伝達方法

#### 1 被害情報の収集方法

- (1)～(3) (略)
- (4) ヘリコプター保有機関による上空からの情報収集

(略)

### 3 災害対策本部等の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害対策基本法、高岡市災害対策本部条例及び同運営規程の定めるところにより、次のとおりとする。

なお、災害対策本部（災害警戒本部）事務局は、危機管理室、都市経営課、財政課、広報統計課、広報広聴室、総務課、人事課、土木維持課、消防本部警防課、管財契約課、農業水産課、社会福祉課、高齢介護課、都市計画課、上下水道局総務課、生涯学習・スポーツ課を主とし、予め定める職員とするが、必要に応じて増員を図る。

## 第2節 防災関係機関の相互協力体制

(略)

### 第1 業務の内容

(略)

#### 8 受入体制

- (1) (略)
- (2) 受入体制の確立

国、関係都道府県、市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受入体制を確立する。

また、県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や廃棄物処理等の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努める。

県及び市は、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れの訓練を実施し、システムの習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

(略)

## 第4節 災害情報の収集・伝達

(略)

### 第2 被害情報等の収集担当

市における被害情報等を収集する担当部班（室課）は次のとおりとする。

被害項目	担当部班	備考(部局名)
	(略)	
鉄道施設被害	<u>市民生活部市長政策部</u>	<u>市民生活部市長政策部</u>
	(略)	

### 第4 被害情報等の収集・伝達方法

#### 1 被害情報の収集方法

- (1)～(3) (略)
- (4) ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集

記載の適正化

県地域防災計画の改訂に伴う修正

機構改変に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県消防防災ヘリコプター及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより以下の情報を収集する。

(略)

## 第5節 地震・津波情報等の伝達

(略)

### 第1 地震に関する情報

(略)

#### 2 地震情報

種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報 (津波警報、津波注意報を 発表した場合は発表しない)	震度3以上を観測した場合、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表 マグニチュード7.0以上または都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合に、日本や国外への津波の影響についても記述して発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表

県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海上保安本部等の航空機の上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプター及び国土交通省ヘリコプターのヘリコプターテレビ電送システムにより以下の情報を収集する。

また、無人航空機を保有する機関においては、必要に応じて撮影等により情報を収集する。

(略)

## 第5節 地震・津波情報等の伝達

(略)

### 第1 地震に関する情報

(略)

#### 2 地震情報

種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 ・津波警報・注意報発表 又は若干の海面変動が 予想される場合 ・緊急地震速報（警報） を発表した場合	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表 又は若干の海面変動が 予想される場合 ・緊急地震速報（警報） を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注）	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報と

県地域防災計画の改訂に伴う修正

		して発表。
<u>長周期地震動に関する観測情報</u>	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、 <u>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページに掲載)。</u>
<u>遠地地震に関する情報</u>	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな自信を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
<u>その他の情報</u>	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

## 第2 津波に関する情報

(略)

### 1 津波警報・注意報

(略)

種類	予想される津波の高さ	発表される津波の高さ	
		数値での発表	巨大地震の場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで、3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで、1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	(表記しない)

## 第2 津波に関する情報

(略)

### 1 津波警報・注意報

(略)

津波警報等の種類と発表される津波の高さ<sup>(注)</sup>等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人たちは、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さ	3m (1m<予想高さ≤	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生す

県地域防災計画の改訂に伴う修正

1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合

3m)

る。人は津波による流れに巻き込まれる。  
沿岸部や川沿いにいる人たちはただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)

(表記しない)

海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人たちはただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。  
注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置付けている。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

県地域防災計画の改訂に伴う修正

## 2 津波情報

(略)

区分	種類	内容
津波情報	津波到達予想時刻、予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸までの津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

## 2 津波情報

(略)

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 <sup>(注1)</sup>	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>(注2)</sup> や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>(注3)</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。

(注2)この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

(注3)津波観測に関する情報の発表内容について

・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大

県地域防災計画の改訂に伴う修正

県地域防災計画の改訂に伴う修正

3 津波予報

(略)

発表される場合	内容
(略)	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
(略)	

(略)

第4 災害情報の伝達

(略)

〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉

伝達先・伝達手段	市担当部署	
(略)		
②広報車	広報車	広報統計課
	(略)	
(略)		
⑦インターネット	HP、携帯HP、ツイッター等	広報統計課 情報政策課 総務課(危機管理室)
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	広報統計課
	ラジオ局	広報統計課
(略)		

第6節 通信の確保

(略)

第1 業務の内容

波の観測時刻と高さを発表する。

- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく、「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

3 津波予報

(略)

発表基準	発表内容
(略)	
0.2m未満の海面変動が予想されたとき <sup>(注)</sup> （津波に関するその他の情報に含めて発表	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
(略)	

(注)「0.2m 未満の海面変動が予想されたとき」又は「津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML 電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。

(略)

第4 災害情報の伝達

(略)

〈災害情報等の伝達先・伝達手段〉

伝達先・伝達手段	市担当部署	
(略)		
②広報車	広報車	広報統計課秘書課(広報広聴室)
	(略)	
(略)		
⑦インターネット	HP、携帯HP、ツイッター等	広報統計課秘書課(広報広聴室) 情報政策課 総務課(危機管理室)
⑧テレビ、ラジオ	テレビ局	広報統計課秘書課(広報広聴室)
	ラジオ局	広報統計課秘書課(広報広聴室)
(略)		

第6節 通信の確保

(略)

第1 業務の内容

字句修正【富山地方気象台】

記載の適正化

(略)

## 2 代替通信手段の確保

(略)

(1) (略)

(2) 無線電話

ア～エ (略)

オ 衛星携帯電話

市は、衛星携帯電話を整備し、積極的に活用する。

カ (略)

(3)～(4) (略)

(5) その他の通信の利用

(略)

通信施設名	通信系統
(略)	
電気事業用無線	北陸電力(株)、関西電力(株)の各関係機関を結ぶ回線

(略)

## 第9節 住民等避難対策

(略)

### 第1 避難勧告・避難指示(緊急)の発令

#### 1 避難情報の実施者

(略)

なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難勧告	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。
避難指示(緊急)	(略)		

#### 2 避難勧告・指示(緊急)等の基準

避難勧告・指示(緊急)は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、具体的な避難勧告の基準は、土砂災害・洪水・津波の各対応マニュアルに定め、関係機関や市民等に周知を図る。

なお、災害発生の危険性が高まると予見される場合には、避難行動に時間を要する災害時要援

(略)

## 2 代替通信手段の確保

(略)

(1) (略)

(2) 無線電話

ア～エ (略)

オ 衛星携帯電話通信

市は、衛星携帯電話通信を整備し、積極的に活用する。

カ (略)

(3)～(4) (略)

(5) その他の通信の利用

(略)

通信施設名	通信系統
(略)	
電気事業用無線	北陸電力(株)、北陸電力送配電(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)の各関係機関を結ぶ回線

(略)

## 第9節 住民等避難対策

(略)

### 第1 避難勧告・避難指示(緊急)の発令

#### 1 避難情報の実施者

(略)

なお、災害対策基本法など関係法令により次表のとおり避難勧告・指示を行い得るよう定められている。

	実施責任者	措置	実施の基準
避難勧告	市長又は知事 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特別な必要があると認められるとき。
避難指示(緊急)	(略)		

#### 2 避難勧告・指示(緊急)等の基準

避難勧告・指示(緊急)は、次の状況が認められるときを基準として実施する。また、具体的な避難勧告指示の基準は、土砂災害・洪水・津波の各対応マニュアルに定め、関係機関や市民等に周知を図る。

なお、災害発生の危険性が高まると予見される場合には、避難行動に時間を要する災害時要援

県地域防災計画の改訂に伴う修正

分社化のため

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

護者などに対して避難行動の開始を促すとともに、その他の住民に対しても避難の準備を行うよう周知するため、市長（本部長）は、避難勧告に先立って避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

避難勧告・指示（緊急）は、災害の発生の可能性が少しでもある場合には、空振りを恐れず、早めの発令をおこなうことを原則とする。

市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは、速やかに知事に報告する。

（略）

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>
避難勧告	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> </ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> <li>特別警報の発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> </ul>

（略）

#### 4 避難者の誘導、救助

市は、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令後、地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、予め指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所へ移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（略）

#### 第4 各主体の役割

護者要配慮者などに対して避難行動の開始を促すとともに、その他の住民に対しても避難の準備を行うよう周知するため、市長（本部長）は、避難勧告指示に先立って避難準備・高齢者等避難開始を発令する。

避難勧告・指示（緊急）は、災害の発生の可能性が少しでもある場合には、空振りを恐れず、早めの発令をおこなうことを原則とする。

市長は、避難準備・高齢者等避難開始を発令したときは、速やかに知事に報告する。

（略）

	発令時の状況	住民に求める行動
避難情報 避難準備・高齢者等避難開始	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始</li> <li>高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> <li>高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。</li> </ul>
避難勧告指示	（略）	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始</li> <li>危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。</li> </ul>
避難指示（緊急） 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> <li>人的被害の発生した状況</li> <li>災害が発生しているか又は切迫している段階であり、人的被害が発生している恐れがある状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了</li> <li>未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動</li> <li>指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> </ul>

（略）

#### 4 避難者の誘導、救助

市は、避難勧告又は避難指示（緊急）の発令後、地元警察署及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、予め指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。

避難勧告指示等が発令された場合の安全確保措置として、指定緊急避難場所へ移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

（略）

#### 第4 各主体の役割

記載の適正化

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

**1 市民**

(1) 市民

ア～イ (略)

ウ 津波警報ならびに避難勧告や指示（緊急）等が発表・発令された場合の、迅速な避難

(2) (略)

(略)

**第 10 節 津波避難対策**

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、津波注意報や警報の通知を受けたときは、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、広報車等を活用し、海岸付近の住民・海岸施設利用者・来訪者等に対して避難勧告・指示を発令する。

(略)

**第 2 津波予報等の収集伝達**

**1 津波予報の収集伝達**

(1) (略)

(2) 海面監視等による情報収集

(略)

海面監視により救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施、避難勧告や避難指示（緊急）の発令等を円滑にすすめる。

(略)

(3) (略)

**第 3 避難警報等の発令・伝達**

**1 避難勧告または指示（緊急）の発令**

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示（緊急）を行うなど、速やかに的確な避難の勧告又は指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示（緊急）等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難勧告等の周知にあたっては、

(略)

津波による人的被害を回避するため、適切に避難勧告、指示（緊急）を発令する。

(1) 避難勧告または避難指示（緊急）の基準

避難勧告または避難指示（緊急）の基準を以下に基づき、発令する。

ア 津波警報等が出された場合（報道機関の放送または津波警報の通知）

予報の種類	避難勧告または避難指示の別
-------	---------------

**1 市民**

(1) 市民

ア～イ (略)

ウ 津波警報ならびに避難~~勧告~~や指示~~（緊急）~~等が発表・発令された場合の、迅速な避難

(2) (略)

(略)

**第 10 節 津波避難対策**

＜対策の方針（達成目標）＞

市は、津波注意報や警報の通知を受けたときは、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、広報車等を活用し、海岸付近の住民・海岸施設利用者・来訪者等に対して避難~~勧告~~・指示を発令する。

(略)

**第 2 津波予報等の収集伝達**

**1 津波予報の収集伝達**

(1) (略)

(2) 海面監視等による情報収集

(略)

海面監視により救助・救出活動等の災害応急対策の迅速な実施、避難~~勧告~~や避難指示~~（緊急）~~の発令等を円滑にすすめる。

(略)

(3) (略)

**第 3 避難警報等の発令・伝達**

**1 避難~~勧告~~または指示~~（緊急）~~の発令**

市は、強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示~~（緊急）~~を行うなど、速やかに的確な避難の~~勧告~~又は指示を行うものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示~~（緊急）~~等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示~~（緊急）~~の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。

避難~~勧告~~指示等の周知にあたっては、

(略)

津波による人的被害を回避するため、適切に避難~~勧告~~、指示~~（緊急）~~を発令する。

(1) 避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~の基準

避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~の基準を以下に基づき、発令する。

ア 津波警報等が出された場合（報道機関の放送または津波警報の通知）

予報の種類	<del>避難勧告</del> または避難指示の別
-------	---------------------------

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

津波警報	大津波	避難指示（緊急）
	津波	避難勧告
津波注意報		注意喚起

イ 津波到達後気象庁情報よりも大きな津波が確認された場合

気象庁予報	津波の状況	避難勧告または避難指示（緊急）の別
津波警報（津波）	大津波が来襲	避難勧告から避難指示（緊急）に変更
津波注意報	津波が来襲	注意から避難勧告に変更

(2) 避難勧告または避難指示（緊急）の発令時期

ア 避難勧告または避難指示（緊急）の発令時期

津波警報の通知を受けた場合は、直後に避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。

イ 夜間・休日等における避難勧告等の発令  
(略)

**2 避難勧告または避難指示（緊急）発令の伝達系統及び伝達方法**

ア 避難勧告または避難指示（緊急）発令の伝達系統

避難勧告または避難指示（緊急）等が発令された場合、第2章第5節「地震・津波情報等の伝達」で示す伝達系統により住民及び庁内組織等に迅速に伝達する。

イ 避難勧告または避難指示（緊急）発令の伝達方法

・住民に対する避難勧告または避難指示（緊急）発令の伝達は、防災行政無線同報系（屋外スピーカー）によって一斉に行う。

(略)

**3 津波情報等の伝達内容**

ア 伝達系統

(略)	
伝達時期 (いつ知らせるか)	(略) ・津波終息後（津波警報・注意報の解除、避難勧告・指示（緊急）の解除等）

イ～ウ (略)

**第4 避難誘導**

**1 市民の避難**

市民は、津波が発生すると想定される場合は、避難3原則（想定にとらわれない、最善を尽くす、率先して避難する）に基づく行動をとり自身の生命を守る。津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

津波警報の発表を受け避難勧告・指示（緊急）を発令した場合、消防部消防班は広報車による避難の徹底を図るとともに主要な避難路において避難誘導を実施する。

津波警報	大津波	<u>避難指示</u>
	津波	
津波注意報		注意喚起

イ 津波到達後気象庁情報よりも大きな津波が確認された場合

気象庁予報	津波の状況	避難 <del>勧告</del> または避難指示 <del>（緊急）</del> の別
津波警報（津波）	大津波が来襲	避難 <del>勧告</del> から避難指示 <del>（緊急）</del> に変更
津波注意報	津波が来襲	注意から避難 <del>勧告</del> 指示に変更

(2) 避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~の発令時期

ア 避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~の発令時期

津波警報の通知を受けた場合は、直後に避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~を発令する。

イ 夜間・休日等における避難~~勧告~~指示等の発令  
(略)

**2 避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~発令の伝達系統及び伝達方法**

ア 避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~発令の伝達系統

避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~等が発令された場合、第2章第5節「地震・津波情報等の伝達」で示す伝達系統により住民及び庁内組織等に迅速に伝達する。

イ 避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~発令の伝達方法

・住民に対する避難~~勧告~~または避難指示~~（緊急）~~発令の伝達は、防災行政無線同報系（屋外スピーカー）によって一斉に行う。

(略)

**3 津波情報等の伝達内容**

ア 伝達系統

(略)	
伝達時期 (いつ知らせるか)	(略) ・津波終息後（津波警報・注意報の解除、避難 <del>勧告</del> ・指示 <del>（緊急）</del> の解除等）

イ～ウ (略)

**第4 避難誘導**

**1 市民の避難**

市民は、津波が発生すると想定される場合は、避難3原則（想定にとらわれない、最善を尽くす、率先して避難する）に基づく行動をとり自身の生命を守る。津波からの避難は、強い揺れや長時間のゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示~~（緊急）~~の発令を待たずに、自らの判断で迅速にできるだけ高い場所に避難することが基本である。

津波警報の発表を受け避難~~勧告~~・指示~~（緊急）~~を発令した場合、消防部消防班は広報車による避難の徹底を図るとともに主要な避難路において避難誘導を実施する。

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

災害対策基本法の改正に伴う修正

<p>(略)</p> <p><b>2 学校、社会福祉施設等の避難</b></p> <p>(1) 避難勧告または避難指示（緊急）が発令された場合の措置        避難勧告または避難指示（緊急）が発令された場合、学校、社会福祉施設等の教職員は、避難計画に基づき生徒・入所者を速やかに避難させる。        (略)</p> <p><b>3 事業所・宿泊施設等の避難</b></p> <p>(1) 事業所の避難対策        避難勧告または避難指示（緊急）が発令された場合、施設の管理者は、避難計画に基づき従業員及び施設内にいる者を速やかに避難させる。        (略)</p> <p><b>第7 各主体の役割</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>2 学校、社会福祉施設等の避難</b></p> <p>(1) 避難<del>勧告または</del>避難指示<del>（緊急）</del>が発令された場合の措置        避難<del>勧告または</del>避難指示<del>（緊急）</del>が発令された場合、学校、社会福祉施設等の教職員は、避難計画に基づき生徒・入所者を速やかに避難させる。        (略)</p> <p><b>3 事業所・宿泊施設等の避難</b></p> <p>(1) 事業所の避難対策        避難<del>勧告または</del>避難指示<del>（緊急）</del>が発令された場合、施設の管理者は、避難計画に基づき従業員及び施設内にいる者を速やかに避難させる。        (略)</p> <p><b>第7 各主体の役割</b></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>ア 迅速で正確な避難勧告、指示の発令、迅速な避難誘導の実施        イ (略)</p> <p><b>4 関係機関</b></p> <p>(1) 海上保安庁        ア 船舶に対する避難勧告        イ～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第11節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営</b></p>	<p>(略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>ア 迅速で正確な避難<del>勧告</del>、指示の発令、迅速な避難誘導の実施        イ (略)</p> <p><b>4 関係機関</b></p> <p>(1) 海上保安庁        ア 船舶に対する避難<del>勧告</del><u>指示</u>        イ～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第11節 住民・施設管理者及び行政の協働による避難所運営</b></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p>(略)</p> <p>避難所においては、発災直後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題に応じた運営を行う必要がある。        そのため、避難施設の運営に当たっては、生活環境に留意し、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮することが必要である。        (略)</p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所開設の報告        市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間等を県（災害対策本部）および地元警察署、消防署等の関係機関に連絡する。        (略)</p>	<p>(略)</p> <p>避難所においては、発災直後から避難生活が長期化した場合に至るまで、時間の経過とともに対応すべき課題に応じた運営を行う必要がある。        そのため、避難施設の運営に当たっては、生活環境に留意し、生活指導の実施や要配慮者への配慮を行うなど、常に良好な環境を維持するとともに、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違いなど男女双方<u>及び性的少数者</u>の視点等に配慮することが必要である。        (略)</p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>1 避難所の開設</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 避難所開設の報告        市長は、避難所を開設したときは、開設場所、日時、開設期間<u>及び開設状況</u>等を<u>適切に</u>県（災害対策本部）および地元警察署、消防署等の関係機関に連絡する。  <u>また、開設した避難所の混雑状況等が住民にわかるよう、適切な媒体を用いて広報を行う。</u>        (略)</p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>

<p><b>第 12 節 避難所等における防疫保健衛生対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 防疫対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 感染症発生時の対策 ア～ウ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 17 節 要配慮者の支援対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p><b>1 情報伝達</b> 要配慮者関連施設への避難勧告等の情報は、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてケーブルテレビ、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 19 節 救急・救助活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略) ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 エ～オ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 24 節 治山・砂防施設等の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>7 避難勧告・指示等の実施</b></p> <p>ア～イ (略)</p>	<p><b>第 12 節 避難所等における防疫保健衛生対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 防疫対策</b></p> <p>(略)</p> <p>(4) 感染症発生時の対策 ア～ウ (略) <u>エ 市は、避難所等において感染症の発生、拡大がみられる場合は、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 17 節 要配慮者の支援対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p><b>1 情報伝達</b> 要配慮者関連施設への避難<del>勧告</del><u>指示</u>等の情報は、市広報車（消防用車両を含む。）、防災行政無線、市ホームページ等による広報、必要に応じてケーブルテレビ、コミュニティFMに放送要請を行うとともに、当該施設に対し、直接FAX又は電子メールにより情報伝達する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 19 節 救急・救助活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 緊急消防援助隊の活動支援情報の整備</b></p> <p>(略)</p> <p>ア～イ (略) ウ ヘリコプターによる医療機関への搬送体制に係る情報 <u>(ヘリコプター離着陸場所位置図、救急搬送医療機関位置図等)</u> エ～オ (略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 24 節 治山・砂防施設等の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>7 <del>避難勧告</del>・指示等の実施</b></p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
---	---	---

<p>(略)</p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>ア 土砂災害ハザードマップに基づいた、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等の実施</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難勧告の解除の実施</p> <p>オ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p><b>第2 各主体の役割</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 市</b></p> <p>ア 土砂災害ハザードマップに基づいた、市民に対する避難のための<del>勧告</del>、指示及び避難誘導等の実施</p> <p>イ～ウ (略)</p> <p>エ 一般社団法人斜面防災技術協会富山県支部などの意見を参考に、安全確保を確認のうえ避難<del>勧告</del><u>指示</u>の解除の実施</p> <p>オ (略)</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p><b>第25節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 住民に対する広報等</b></p> <p>(略)</p> <p>地震等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡するとともに、適時、避難勧告を発令する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第25節 河川・海岸施設の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 住民に対する広報等</b></p> <p>(略)</p> <p>地震等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡するとともに、適時、避難<del>勧告</del><u>指示</u>を発令する。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p><b>第34節 鉄道等の応急対策</b></p> <p>【市災害対策本部】 本部事務局、市民生活部、福岡分庁舎部</p> <p>【関係機関】 関係機関（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社）</p>	<p><b>第34節 鉄道等の応急対策</b></p> <p>【市災害対策本部】 本部事務局、<del>市民生活部、福岡分庁舎部</del><u>市長政策部</u></p> <p>【関係機関】 関係機関（西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、万葉線株式会社、加越能バス株式会社、あいの風とやま鉄道株式会社）</p>	<p>機構改変に伴う修正</p>
<p><b>第2 各運行主体における初動処置</b></p> <p><b>1～2 (略)</b></p> <p><b>3 加越能鉄道</b></p> <p>(略)</p>	<p><b>第2 各運行主体における初動処置</b></p> <p><b>1～2 (略)</b></p> <p><b>3 加越能<del>鉄道</del><u>バス</u></b></p> <p>(略)</p>	<p>商号変更</p>
<p><b>第35節 報道機関の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>(略)</p> <p>県及び市から避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令とその解除など放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第35節 報道機関の応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>&lt;対策の方針（達成目標）&gt;</p> <p>(略)</p> <p>県及び市から避難指示<del>（緊急）、避難勧告、避難準備</del>・高齢者等避難<del>開始</del>の発令とその解除など放送要請があったときは、その要請に基づき放送する。</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>

<p><b>第 1 各放送機関の災害時の放送</b></p> <p><b>1 災害に関する警報等</b></p> <p>(1) 災害に関する警報等の周知</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始 (略)</p>	<p><b>第 1 各放送機関の災害時の放送</b></p> <p><b>1 災害に関する警報等</b></p> <p>(1) 災害に関する警報等の周知</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 避難指示<del>(緊急)</del>、<del>避難勧告</del>、<del>避難準備</del>・高齢者等避難開始 (略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p><b>第 2 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 その他緊急を要する情報の提供</b></p> <p>(略)</p> <p>同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示(緊急)の発令及び解除、並びにこれに準じて行う避難準備・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。 (略)</p>	<p><b>第 2 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 その他緊急を要する情報の提供</b></p> <p>(略)</p> <p>同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく<del>避難勧告</del>、<del>避難指示(緊急)</del>の発令及び解除、並びにこれに準じて行う<del>避難準備</del>・高齢者等避難開始の発令及び解除とする。 (略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p>
<p><b>第 36 節 ライフライン応急対策(電話)</b></p> <p>【実施機関】西日本日本電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDD I 株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社、各防災関係機関</p> <p>【市災害対策本部】本部事務局 (略)</p>	<p><b>第 36 節 ライフライン応急対策(電話)</b></p> <p>【実施機関】西日本<del>日本</del>電信電話株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸、KDD I 株式会社、ソフトバンク<del>モバイル</del>株式会社、各防災関係機関</p> <p>【市災害対策本部】本部事務局 (略)</p>	<p>記載の適正化 商号変更</p>
<p><b>第 2 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 復旧計画</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常用衛星通信装置の使用</p> <p>震災時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置(衛星携帯電話含む。)を出動させ、通信を確保する。 (略)</p>	<p><b>第 2 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 復旧計画</b></p> <p>(略)</p> <p>(1) 非常用衛星通信装置の使用</p> <p>震災時において、通信手段の途絶した地域、エリア内の通信を早期に確保するため、避難所等に非常用衛星通信装置(衛星<del>携帯電話通信</del>含む。)を出動させ、通信を確保する。 (略)</p>	<p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
<p><b>第 37 節 ライフライン応急対策(電力)</b></p> <p>【実施機関】北陸電力株式会社</p> <p>【市災害対策本部】本部事務局 (略)</p> <p>&lt;対策の方針(達成目標)&gt;</p> <p>北北陸電力株式会社高岡支店は、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施する。 (略)</p> <p>(略)</p>	<p><b>第 37 節 ライフライン応急対策(電力)</b></p> <p>【実施機関】北陸電力株式会社、<del>北陸電力送配電株式会社</del></p> <p>【市災害対策本部】本部事務局 (略)</p> <p>&lt;対策の方針(達成目標)&gt;</p> <p><del>北</del>北陸電力株式会社高岡支店<del>及び北陸電力送配電株式会社富山支社</del>は、病院、公共機関、防災関係機関、広域避難場所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施する。</p>	<p>分社化のため</p> <p>分社化のため</p>

<p>(略)</p> <p><b>第 43 節 消火</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 消防機関の活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 消防団の活動</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難方向の指示        避難勧告等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 44 節 廃棄物処理・防疫対策</b></p> <p>【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部        【関係機関】(略)、一般社団法人産業廃棄物協会、(略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 地震・津波に伴う廃棄物処理</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 広域的な支援・協力の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>県は、市による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、社団法人産業廃棄物協会及び社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 46 節 義援金の受入れ・配分</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 義援金の配分</b></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 43 節 消火</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 消防機関の活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>2 消防団の活動</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 避難方向の指示        避難<del>勧告</del><b>指示</b>等が発せられた場合は、これを住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、火災の状況等的確な情報に基づき、住民に安全な方向を指示して住民の安全確保と避難場所の防護活動を行う。</p> <p>(略)</p> <p><b>第 44 節 廃棄物処理・防疫対策</b></p> <p>【市災害対策本部】市民生活部、福祉保健部        【関係機関】(略)、一般社団法人産業<del>廃棄物</del><b>資源循環</b>協会、(略)</p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 地震・津波に伴う廃棄物処理</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5 広域的な支援・協力の確保</b></p> <p>(略)</p> <p>県は、市による相互の支援の状況をふまえつつ、他市町村、社団法人産業<del>廃棄物</del><b>資源循環</b>協会及び社団法人富山県構造物解体協会に協力を要請するとともに、これらの支援活動の調整を行う。なお、大規模災害により、県内で処理を行うことが困難な場合には、広域的な処理体制を確保するため、国や隣接県等に対して支援を要請する。</p> <p><u>加えて、ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなど、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><b>第 46 節 義援金の受入れ・配分</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第 2 業務の内容</b></p> <p>(略)</p> <p><b>3 義援金の配分</b></p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う修正</p> <p>組織名改称のため</p> <p>組織名改称のため</p> <p>県地域防災計画の改訂に伴う修正</p>
--	--	---

<p>(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、経営企画部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。 (略)</p> <p><b>第48節 輸送</b> (略)</p> <p><b>第5 緊急交通路の確保</b> (略)</p> <p><b>3 緊急航空路の確保</b> (略)</p> <p>このため、県災害対策本部航空班は、ヘリコプターの運航状況や場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター運航管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。 (略)</p> <p><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 被災者の生活再建支援</b> (略)</p> <p><b>第1 業務の内容</b> (略)</p> <p><b>3 応急金融対策</b> (略)</p> <p>(1) (略) (略)</p> <p>(2) 金融上の措置 ア 金融上の措置の要請 (ア) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務局は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、金融上の措置を要請する。 (イ) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。 イ 金融措置に関する広報 財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山事務局は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。 (略)</p>	<p>(2) 市義援金配分委員会の構成 副市長、<u>経営企画市長政策</u>部長、福祉保健部長で構成し、委員長は、副市長をもって充てる。 (略)</p> <p><b>第48節 輸送</b> (略)</p> <p><b>第5 緊急交通路の確保</b> (略)</p> <p><b>3 緊急航空路の確保</b> (略)</p> <p>このため、県災害対策本部航空<u>運用調整</u>班は、ヘリコプターの運航状況や場外離着陸場及び中山間地の緊急時臨時着陸場所の位置、面積、使用条件などヘリコプターに関する情報を管理している「ヘリコプター<u>運航動態</u>管理システム」を活用し、ヘリコプターによる迅速かつ効率的な人員・物資輸送を行う。 (略)</p> <p><b>第3章 災害復旧・復興計画</b></p> <p><b>第1節 被災者の生活再建支援</b> (略)</p> <p><b>第1 業務の内容</b> (略)</p> <p><b>3 応急金融対策</b> (略)</p> <p>(1) (略) (略)</p> <p>(2) 金融上の措置 ア <u>金融機関による</u>金融上の措置の<u>実施に係る</u>要請 (ア) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山<u>事務局事務所</u>は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）<u>又は金融機関団体</u>に対し、金融上の措置を<u>適切に講ずるよう</u>要請する。 (イ) 被災者の便宜を図るため、財務省北陸財務局富山財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を<u>適切に講ずるよう</u>要請する。 イ <u>金融上の措置の実施等</u>に関する広報 財務省北陸財務局富山財務事務所及び日本銀行富山<u>事務局事務所</u>は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請した<u>ことについて、<del>とき及び金融機関の業務運営の確保に係る措置を講じたときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力して速やかに</del></u>その周知徹底を図る。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>「富山県緊急消防援助隊受援計画」に準拠</p> <p>字句修正</p> <p>日銀防災業務計画の内容に沿う修正 記載の適正化</p> <p>記載の適正化 日銀防災業務計画の内容に沿う修正</p>
--	--	--

8 公共料金の特例措置

- (1) (略)
(2) 電信電話事業

ア 避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。
(略)

第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

(略)

<達成目標>

(略)

今後の災害発生に備えてデータ管理システムの雛型として、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを整備するとともに、こうした仕組み作りのノウハウについて他の被災自治体から提供を受けるようにする。

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

(略)

5 被災者生活再建支援金の支給

(略)

(2) 支給対象世帯

- ア 居住する住宅が「全壊」した世帯
イ 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支給金額

(略)

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

Table with 4 columns: 住宅の再建方法, 建設・購入, 補修, 賃借(公営住宅以外). Row 1: 支給額, 200万円, 100万円, 50万円.

(略)

(略)

8 公共料金の特例措置

- (1) (略)
(2) 電信電話事業

ア 避難勧告指示等により実際に電話サービスが受けられない契約者の基本料金の減免(避難勧告指示の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。)
(略)

第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

(略)

<達成目標>

(略)

今後の災害発生に備えてデータ管理システムの雛型として、り災台帳管理から義援金支給に至る一連のシステムを整備するとともに、こうした仕組み作りのノウハウについて他の被災自治体から提供を受けるようにする。

第1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付

(略)

5 被災者生活再建支援金の支給

(略)

(2) 支給対象世帯

- ア 居住する住宅が「全壊」した世帯
イ 居住する住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支給金額

(略)

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

Table with 4 columns: 住宅の再建方法, 建設・購入, 補修, 賃借(公営住宅以外). Row 1: 支給額, 200万円(中規模半壊の場合は100万円), 100万円(中規模半壊の場合は50万円), 50万円(中規模半壊の場合は25万円).

(略)

災害対策基本法の改正に伴う修正

記載の適正化

被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

(4) 支援金の支給申請

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
(年収) ≤500 万円 の世帯	300 万円	225 万円
500 万円<(年収) ≤700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要支援世帯	150 万円	112.5 万円
700 万円<(年収) ≤800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要支援世帯		

(注) 要支援世帯：心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを含む世帯

(略)

**8 失業者（休業者）の生活の安定対策等**

(1)～(3) (略)

(略)

(4) 離職者に対する生活資金の支援

ア (略)

イ 離職者支援資金の融資

失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、自立を支援するため、再就職までの間、生活資金の融資を行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ① 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯であること
- ② 生計中心者が就労の可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること
- ③ 生計中心者が就労することにより世帯の自立が見込めること
- ④ 生計中心者が離職の日から 2 年（特別な場合は 3 年）を超えていないこと
- ⑤ 生計中心者が雇用保険の一般被保険者であった者に係る求職者給付を受給中でないこと

(イ) 貸付期間 貸付を希望する月から 12 月以内の期間

ただし、当該期間内であって、次の期間は除かれる。

(4) 支援金の支給申請

(申請窓口) 市町村

(申請時の添付書面) 基礎支援金：罹災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

(申請期間) 基礎支援金：災害発生日から 1 3 月以内

加算支援金：災害発生日から 3 7 月以内

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単身世帯
<del>(年収) ≤500 万円 の世帯</del>	<del>300 万円</del>	<del>225 万円</del>
<del>500 万円&lt;(年収) ≤700 万円 かつ、世帯主が 45 歳以上又は要支援世帯</del>	150 万円	112.5 万円
<del>700 万円&lt;(年収) ≤800 万円 かつ、世帯主が 60 歳以上又は要支援世帯</del>		

(注) 要支援世帯：心神喪失・重度知的障害者、1 級の精神障害者、1、2 級の身体障害者などを含む世帯

(略)

**8 失業者（休業者）の生活の安定対策等**

(1)～(3) (略)

(略)

(4) 離職者等に対する生活資金の支援

ア (略)

イ **離職者総合**支援資金の融資

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付けを行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、生活福祉資金（総合支援資金）貸付けを行う。

(ア) 貸付対象者 次のすべてを満たす世帯の者

- ① 低所得者世帯であって、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。
- ② 資金の貸付けを受けようとする者の本人確認が可能であること
- ③ 現に住居を有していること又は生活困窮者住宅確保給付金の申請を行い、住宅の確保が確実に見込まれること
- ④ 実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
- ⑤ 失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付けを受けることができず、生活費を賄うことができないこと

(イ) 貸付期間 原則 3 月以内

（ただし、就職に向けた活動を誠実に実施している場合などにおいては、最長 12 月まで延長

被災者生活再建支援法の改正に伴う修正

制度改定に伴う修正

<p>① 離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降</p> <p>② 就職した日の属する月の翌々月以降</p> <p>(ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額10万円</p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の捨値期間経過後、7年以内</p> <p>(オ) 利率 年3%。ただし据置期間中は無利子</p> <p>(略)</p>	<p><u>可能)</u></p> <p><del>① 離職の日から2年（技能取得等の特別の場合は3年）を経過した日の属する月の翌月以降</del></p> <p><del>② 就職した日の属する月の翌々月以降</del></p> <p>(ウ) 貸付限度額 月額20万円、ただし単身世帯にあつては月額<u>105</u>万円</p> <p>(エ) 償還期間 貸付期間の終了後6月以内の捨値期間経過後、<u>7-10</u>年以内</p> <p>(オ) 利率 年<u>3-1.5</u>%。ただし据置期間中は保証人がいれば無利子</p> <p>(略)</p>	
--	--	--